

## 学校保健部会

佐々木 弘子

### 労安法で職場が変わる — 元気でいきいき働くために —

学校保健部会は都教組養護教員部と合同で、学習会を開催したり、全教学習会に積極的に参加したりしています。この夏は全教養護教員部学習会が埼玉で開催されました。

東京の養護教諭から「労働安全衛生法レポートされました。学校現場は年々忙しくなり、長時間過密労働を強いられてきています。メンタルの病気で休職する仲間も少なくありません。区や市との交渉ではなかなか成果がでにくい時代になっっている今こそ「労安」の出番です。職場環境が改善されたり、勤務時間の把握をさせることで、長時間過密労働の実態を明らかにすることが「教員の定数増」につながったり「仕事の精選」をさせたりする事の第一歩となります。

会場からの発言で京都のある小学校で

は衛生委員会で「カナリアの声」という箱を作って、職場への要望をドンドン入れてもらうという取り組みが報告されました。労安を「職場づくり」の観点から進めていくと職員にも合意を得られるし、校長のパワーハラスメント対策にもなるという意見も出されました。

もう一つは宮城県から「震災時の養護教諭の役割」をテーマにレポート提案されました。3・11東日本大震災時の生々しい状況や子どもたちの様子、避難所となった学校で養護教諭や教員がどのように対応してきたか、丁寧なとりくみが話され、胸がつまる思いでした。災害時には自分の健康も顧みず不眠不休で対応しなければならぬ状況になることが予測されますが、そういう事態でも「労安」の視点で考えていかなければ教員も倒れてしまいます。昨年の学習交流会では宮

城県教組の委員長から職場に労安法が根付いていたおかげで一人の病人を出すこともなく乗り切れたとの報告がありました。

3・11は東京でも大変な事態を引き起こしました。帰宅困難者の対応で校長が産休明けの養護教諭に学校に泊まるように命令したという報告があり、憤りを覚えたと同時に、一刻も早く各地区に労安体制を確立すべきだと実感しました。

神戸での教育のつどいでは、夜の全国労安交流会に18人もの参加があり、岐阜県では全ての学校で勤務時間の把握が進んでいるとの報告がありました。

今年の都教研は東部です。「振り替えないの土曜授業」が拡大されようとしている今日、子どもも教員もへとへとに疲れています。教職員の健康を守る取り組みは養護教諭の課題ではなく、全ての教員が取り組むべき課題です。

東京でも労安体制が進んでいる地区に学びながら、健康でいきいきと働き続けることができるようみんなで学習していきますましよう。

なぜなら「教職員の労働条件が子どもの教育条件に大きく影響する！」のですから。  
(豊島・駒込中)